

公示
PUBLIC NOTICE

災害失業支援 (DUA) 給付の利用
DISASTER UNEMPLOYMENT ASSISTANCE (DUA) BENEFITS ARE AVAILABLE

州労働産業局 (DLIR) は本日、2023年8月10日ジョー・バイデン大統領による災害宣言を受けて、災害失業支援 (DUA) への申請受付開始を発表しました。2023年8月8日に発生した山火事により失業した、または労働時間が短縮された、もしくは中断されたマウイ郡の労働者、事業主、自営業者で、通常の失業保険の受給資格がない人は、その失業が災害の直接的な結果である限り、2023年8月13日の週から2024年2月10日に終わる週までDUA給付の受給資格を得ることができます。通常の失業保険とDUAの給付を同時に支給されることはありません。

その他、DUA の対象となる可能性があるのは、(1) 災害のために仕事または自営業の場所に行くことができなくなった人、(2) 仕事または自営業を開始または再開する予定であったが、災害によって妨げられた人 (農業や漁業に従事する人を含むが、これに限定されない)、(3) 災害のために世帯主が死亡し、世帯の主たる扶養者となった人、(4) 災害の直接の結果として生じた傷害のために仕事または自営業のサービスを行うことができなくなった人です。

失業は、(1) 就業場所への物理的な損害または破壊、(2) 災害直後の政府による閉鎖により、就業場所への物理的なアクセスが不可能、(3) 災害で損害を受けたか破壊された、または政府によって閉鎖された被災地に所在する主要な収益事業体によって間接的に引き起こされた、雇用主または自営業者の仕事の欠如または収益の損失が大災害の直接的な結果となります。

申請提出期限： DUA の資格があると思われる人は、できるだけ早く申請する必要があります。DUA の申請提出期限は本公示日から 30 日以内ですので、**DUA の申請期限は 2023 年 9 月 25 日までとなります。** 期限を過ぎて提出された申請書は、提出が遅れた正当な理由がない限り、時期尚早とみなされ、DUA の給付が拒否される場合があります。

申請方法と申請場所： DUA の申請は huiclaims.hawaii.gov/#/ からオンラインで、または対面で直接申請することができます。DUA の申請書やその他の書類に関するサポートは、以下のいずれかの場所で受けることができます。

- Family Assistance Center (家族支援センター)
Hyatt Regency Maui (Ka'anapali Beach) - Monarchy Ballroom
200 Nohea Kai Drive, Lahaina, HI 96761
- Maui Claims Office (マウイ郡申請事務所)
54 South High St. Rm. 201, Wailuku, HI 96793-2198
電話番号：(808) 984-8400
- American Job Center Hawaii-Maui (ハワイ州マウイ郡アメリカンジョブセンター)
110 Ala'ihī St. #209, Kahului, HI 96732
電話番号：(808) 270-5777

DUA は、被災時に事業に従事していた失業中の従業員、自営業者、農業従事者、漁業従事者に適用されます。DUA 給付金の受給資格は、申請書を提出した週ごとに判断されます。

失業支援については、本人が(833) 901-2272、(808) 762-5751、(833) 901-2275、(808) 762-5752 に連絡してください。

必要書類 申請の際には、次の書類をご用意ください：政府発行の身分証明書（運転免許証、パスポート、外国人登録証など）、社会保障番号、最新の連邦所得税申告書のコピーと小切手の半券、または災害発生時に就労していたか自営業であったことを証明する書類。このような書類は、自営業の場合、銀行や政府機関から入手したり、事業内容を知っている個人から宣誓供述書入手することもできます。給付金の支払いは口座振込で行われるため、銀行情報（送金先番号や口座番号など）もご確認ください。

詳細情報： DUA の受給資格に関する詳細情報は、DLIR のウェブサイト <http://labor.hawaii.gov/ui/assistance-programs/> をご覧いただくか、以下までご連絡ください。

- **Maui Claims Office**（マウイ郡申請事務所）
54 South High St., Rm. 201, Wailuku, HI 96793-2198
電話番号：(808) 984-8400

故意に重要な事実を隠蔽したり、虚偽の陳述をして、権利のない **DUA** の受給を受けた個人は、不正に徴収されたすべての給付金の返済が要求され、**18 U.S.C. 1001** に基づき訴追される可能性があります。

再就職サービスは、最寄りのワンストップ・センターをご利用ください。

- **American Job Center Hawaii-Maui**（ハワイ州マウイ郡アメリカンジョブセンター）
110 Ala'ihī St. #209, Kahului, HI 96732
電話番号：(808) 270-5777